

(一社) 日本マスタース水泳協会 競泳競技規則

総 則

本規則は、国際水泳連盟（F I N A : Federation Internationale de Natation）マスタース競泳競技規則（以下「F I N A規則」という）に則り制定したものである。（一社）日本マスタース水泳協会（J M S A : Japan Masters Swimming Association. 以下「本協会」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本協会により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

競技会においては、本協会によって認められた自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。

なお、本規則条項文末尾記載の（ ）書きは、本規則制定の根拠としたF I N A規則における条項である。

MSW FINA Masters Swimming Rules (F I N A規則)

第1条 競技会の運営

- 1 競技会の審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、(公財)日本水泳連盟の公認競泳審判員によって構成されるものとし、そのうち審判長は、A級またはB級審判員でなければならない。
- 2 本協会または競技会の主管団体から指名された実行委員会または大会総務は、審判長およびその他の競技役員の権限として本規則に規定されている以外の全ての事項について統括権を持ち、競技会の延期などを含め、運営のために規則に矛盾しない範囲で指示を与えるものとする。
- 3 競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数をおく。

審判長	2名（副審判長）
機械審判	1名
泳法審判員	4名
出発合図員	2名
折返監察主任	2名（プール両端に各1名）
折返監察員	プール両端に2レーンにつき各1名
計時主任	1名
計時員	各レーン1名
記録主任	1名
機械操作員	1名
招集員	2名
通告員	1名

また必要に応じて、役員数を変更することができる。

- 4 全自動装置を使用できない競技会においては、1名の計時主任と1レーンの1名以上の計時員と2名の予備計時員をおかなければならない。

- 5 世界記録に挑戦する競技者は、競技会運営委員会または大会総務に指定された時間までに申請をしなければならない。競技会運営委員会または大会総務は、その競技のレーンに3名の計時員をおかななければならない。
- 6 競技会で使用されるプールと競技関連設備は、競技開始前に大会総務によって検査され、承認されなければならない。

第2条 競技役員

1 審判長

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示をする。本協会の競泳競技規則（以下「競技規則」という）と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。また、規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。
- (2) 競技規則を順守し、競技のいずれの段階においても介入する権限を持つ。競技に関する抗議について裁定役を果たす。
- (3) 競技役員が競技会運営の各職に全てについていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不相当と思われる者の交替を命ずることができる。
- (4) 競技の開始は、
 - ① ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせ、スタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛けさせる。また、プールデッキからスタートする競技者は、プールデッキ前端に出し、同様に足の指を掛けさせる。水中からスタートする競技者は、プールに入り速やかにスタートの姿勢をとるよう指示をする。
 - ② 背泳ぎの種目（メドレーリレーを含む）においては、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの位置に着かせる。
 - ③ 競技者と競技役員がスタートの準備ができれば、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発合図が発せられるまでその状態を保持する。
- (5) 出発合図の前のスタートの違反は、出発合図員と審判長が監察し、失格の決定を行う。
- (6) 審判長自身が監察したり、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格処分決定は、審判長が行う。
- (7) 競技が終了した競技者に対し、退水の指示を行う。

2 機械審判

- (1) 全自動装置・半自動装置の監督を行う。
- (2) コンピュータによる記録結果のチェックに責任を持つ。
- (3) 引き継ぎ記録の確認、および引き継ぎ違反を審判長に報告する。
- (4) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録を一覧表にする。必要あれば管理する。

3 出発合図員

- (1) 審判長から競技開始の合図を受けて、競技者を公正に出発させるまで、競技者を完全に掌握する。
- (2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。ただし、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。
- (3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたかを判定する。
- (4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおよそ5m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。

4 招集員

- (1) 競技に先立ち、競技者の確認または点呼を行う。
- (2) 競技者の水着等を点検し違反があった場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審判長に報告する。

5 折返監察主任

- (1) 折返監察員が、競技中に任務を十分に果たしているかを確認する。
- (2) どのような違反でも、折返監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告する。

6 折返監察員

- (1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ位置する。
- (2) 泳者が折り返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折り返し後の最初の一かきの終了まで、競技規則に従っているか監察する。また、スタート側に位置する監察員は、泳者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているかを監察する。ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているかを監察する。
- (3) 800mおよび1500mの個人競技においては、その担当レーンのスタート側および折り返し側の監察員が、泳者の完了した回数を記録する。スタート側の監察員は、800m競技の途中、400mにおいて泳者に「400」、1500m競技の途中、500m、1000mにおいて泳者にそれぞれ「500」、「1000」と伝える。
- (4) 400m自由形、800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側の最終折り返し5m前に泳者が達したときから折り返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、振鈴によって行う。
- (5) リレー競技において、引き継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、その結果は折返監察員の監察より優先される。
- (6) 競技が終了した泳者に対し、審判長の指示があった場合、退水の指示を行う。
- (7) 泳者の違反を監察した場合は、審判長に報告できるよう、審判用紙に種目・レーン・違反の内容等を記入し、署名の上、折返監察主任に提出する。

7 泳法審判員

- (1) 泳法審判員はプールの両サイドに位置する。
- (2) 泳者が競技規則に従っているかを監察する。また、折返監察員を補助するために、折り返し動作およびゴールタッチについても監察する。
- (3) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。

- 8 計時主任
 - (1) 計時員に、その位置と計時するレーンを割り当て、それぞれの任務を指示する。
 - (2) 全自動装置を使用する競技会においては、1レーンにつき1名の計時員を配置する。また、予備の計時員を配置する。
 - (3) 半自動装置を使用する競技会においては、1レーンにつき1名以上の計時員を配置する。また、計時員の時計が途中で故障する場合を考慮して予備の計時員を2名配置する。時計の故障等があった場合は、予備の計時員との交替を指示する。
 - (4) 計時主任は、各組の先頭泳者の時間を記録する。
 - (5) 世界記録に挑戦する申請のあった競技者には、その競技のレーンに3名の計時員を配置する。
- 9 計時員
 - (1) 第11条に従って、時間を計測する。使用される時計は、本協会または主催団体によって完全に調整されたものとする。
 - (2) 出発の合図で時計を始動し、泳者がゴールしたときに時計を止める。また、計時主任から指示があれば、200m以上の競技における途中時間を記録する。
 - (3) 競技終了後、速やかに結果を計時用紙に書き留め、計時主任に提示する。求められたときは時計を提示する。審判長が次の競技を開始通知するためのホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻す。
- 10 記録主任
 - (1) 記録主任は、コンピュータの出力した結果を確認する責任を持つ。
 - (2) 当日組み分け（以下「デッキシーディング」という）を行う場合、出場確認に基づき組み分けを作成し、公表する。
- 11 機械操作員
 - (1) 機械操作員は、装置が正常に機能するように管理し、装置が記録した結果を機械審判を経て審判長に報告する。
 - (2) リレー引き継ぎ判定装置を使用している場合は、その結果を機械審判を経て審判長に報告する。
- 12 通告員
 - (1) 通告員は、放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。
 - (2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。
- 13 競技役員の判断
競技規則（例外規定を含む）以外は、それぞれに判断をしなければならない。

第3条 競技の組み分け

- 1 デッキシーディングを除き、全ての競泳競技の組み分けは、年長の年齢区分から、同年齢区分ではエントリータイム（以下「記録」という）の遅い者（チーム）から事前に行われる。（MSW3.7）競技会の規模により年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うこともできるが、事前に公表すること。デッキシーディングの組み分けは、リレー種目を除き、年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うことができる。
- 2 競技者（チーム）が一人（一チーム）だけで泳ぐことを防ぎ、かつ競技レーンを満たすために、年齢区分は組み合わせることができる。（MSW3.1）

- 3 なんらかの理由で、申し込み記録の不明な者（チーム）は、最も遅い者（チーム）とみなす。
- 4 レーン順の決定は、次の方法で行われる。
 - (1) 長水路（50m）プールにおける 50m競技および短水路（25m）プールにおける 25m競技を除き、レーンナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1レーンとする。ただし、10レーンを使用する場合は、第0レーンとすることができる。
 - (2) 最もよい記録の者（またはチーム）を奇数レーンのプールでは中央のレーンに、6レーンのプールでは第3レーンに、8レーンのプールでは第4レーンに配置し、2番目により記録の者（またはチーム）をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。
 - (3) 長水路プールにおける 50m種目および短水路プールにおける 25m競技においても上記の方法により決定するが、スタートは折り返し側より行ってもよい。
 - (4) 申し込み記録が同記録の場合のレーンの配置の優先順位は、抽選で決定する。

第4条 出 発

- 1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーのスタートは、スタート台・プールデッキおよび水中のいずれからでも行える。（MSW3.2）
 - (1) 審判長の長いホイッスルにより、スタート台からスタートする競技者はスタート台に上がり、スタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛ける。プールデッキからスタートする競技者は、プールデッキ前縁に出て、同様に足の指を掛ける。水中からスタートする競技者は、速やかにプールに入り少なくとも片方の手でスターティンググリップを持ち両足をプール壁に付ける。
 - (2) 出発合図員の号令によって、競技者は速やかにスタートの姿勢をとる。その際、スタート台・プールデッキからスタートする競技者の両手の位置に関する制限はない。
 - (3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
 - (4) スタート台またはプールデッキからスタートする競技者が、審判長の長いホイッスルによりスタート台前方またはプールデッキ前縁に出た時に、誤ってプールへ落ちた競技者は、水中からスタートするものとする。ただし、出発合図員の号令の後に落ちた場合は、フォルススタートしたと見なされ、その競技者は失格となる。
- 2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。
 - (1) 審判長の1回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
 - (2) 2回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。
 - (3) 全ての競技者がスタートの位置についたとき、出発合図員は号令をする。
 - (4) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 3 出発合図の前にスタートの動作を起こした競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォルススタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォルススタートしたと見なされる

場合は、出発合図はせず、その競技者を失格とする。他の競技者については、元の位置に戻り再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル（背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル）から出発の手順を繰り返す。

第5条 自由形

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレーにおける自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。
- 2 折り返しおよびゴールタッチでは、泳者の体の一部が壁に触れなければならない。
- 3 スタートおよび折り返しの後、体が完全に水没していてもよい距離15mを除き、競技中は泳者の体の一部が水面上に出ているなければならない。壁から15m地点までに頭は水面上に出ているなければならない。

第6条 背泳ぎ

- 1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていないなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁、タッチ板の上端に足の指を掛けてはならない。
- 2 折り返しの動作中を除き、競技中は常におおむけの姿勢で泳がなければならない。おおむけの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が、水面に対し90度未満であることをいう。
- 3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折り返しの間およびスタート後、折り返し後の壁から15m以内の距離では体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。
- 4 折り返しを行っている間に泳者の体の一部が自レーンの壁に触れなければならない。折り返しの動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後はターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕あるいは同時の両腕のかきを使用することができる。壁に手でタッチをして折り返す場合は、壁に手がついた後に折り返しの動作が開始されるので、壁に体の一部が触れるまでおおむけの姿勢を維持しなければならない。足が壁から離れたときには、おおむけの姿勢に戻っていないなければならない。
- 5 ゴールタッチの際、泳者はおおむけの姿勢で自レーンの壁に触れなければならない。

第7条 平泳ぎ

- 1 スタートおよび折り返し後の一かき目は、完全に脚のところまで持って行くことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタートおよび折り返し後の最初の平泳ぎの足の蹴りの前にバタフライキックが1回許される。
- 2 スタートと折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。いかなる時でもおおむけになってはならないが、折り返し動作中は、壁に手がつ

いた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない、交互に動かしてはならない。

- 3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へそろえて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折り返し前の最後の一かき、折り返しの動作中およびゴールにおける最後の一かきを除き、水中に入っていなければならない。両手は、スタートおよび折り返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。
- 4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない、交互に動かしてはならない。
- 5 両足は、推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすこと、下方へのバタフライキックは第7条1項の場合を除いて許されない。足が水面より出るとは、下方へのバタフライキックとならない限り許される。
- 6 折り返しおよびゴールタッチは、両手が同時にかつ離れた状態で行わなければならない。タッチは水面の上下どちらでもよい。ターンおよびゴールタッチ直前は足の蹴りに続かない腕のかきだけになってもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。

第8条 バタフライ

- 1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつぶせでなければならない。水中でのサイドキックは許される。折り返しの動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。
- 2 競技中、両腕は水中を同時に後方へかき、水面上を同時に前方へ運ばなければならない。
- 3 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。一かきに一回の平泳ぎの足の蹴りは許される。折り返しおよびゴールタッチの直前は、一かきを行わずに一回の平泳ぎの足の蹴りが許される。また、スタートおよび折り返し後の一かき目の前も、一回の平泳ぎの足の蹴りが許される。(MSW3.9)
- 4 折り返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。
- 5 泳者はスタートおよび折り返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回のキックと一かきが許される。スタートおよび折り返しの後、体は完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出なければならない。また、次の折り返しあるいはゴールまでは、1ストロークの動作中に体の一部が水面上に出ることを条件に体が完全に水没することは許される。ただし、水面に浮き上がるための水中で一かきまたは蹴りを除き、水没した状態で泳法を行うことは許されない。

第9条 メドレー

- 1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) バタフライ (2) 背泳ぎ (3) 平泳ぎ (4) 自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。
- 2 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) 背泳ぎ (2) 平泳ぎ (3) バタフライ (4) 自由形
- 3 それぞれの種目はその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。

第10条 競 技

- 1 競技は、全てタイムレース決勝とする。(MSW3.4)
- 2 全ての個人競技は、男女別の種目でなければならない。
- 3 競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。
- 4 競技者は、競技会の主管団体が公表した招集の要領に従い、出場前に出場の確認または点呼を受けなければならない。また、公表された組・レーンで出場しなければならない。
- 5 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。
- 6 折り返しの際は、泳者は各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならない。折り返しは壁で行わなければならない。プールの底を歩いたり、蹴ったりしてはならない。
- 7 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。
- 8 競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。
- 9 競技者は、他の競技者が競技中であっても審判長に退水を指示されるまでは、自レーンの中にとどまってもよい。(MSW3.5) 退水の際に、他の競技者が競技中であっても審判長の指示があった場合、他のレーンを横断することができる。ただし、指示に従わず他の競技者を妨害した場合は、失格となる。また、その他の妨害行為をした場合も失格となる。その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および競技者の所属する団体に報告する。
- 10 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。
- 11 競技会運営委員会の決定により、200m、400m、800mおよび1500m自由形は、各々に個別の計時装置を使用できることを条件に、同性に限り2名の競技者を同一レーンで競技させることができるが、事前に公表すること。(MSW3.7)
- 12 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛け（たとえば、水かきのある手袋、手ひれ、フリッパー、フィン、パワーバンド、粘着性物質等）もしくは水着を使用したり、着用してはならない。ただし、ゴーグルは着用してもよい。審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。
- 13 競技中は、これから競技を行う競技者が審判長の指示（長いホイッスル等）で水に入った場合を除き、レースに参加していない競技者は競技中の全ての競技者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技者はその競技会における以後の出場資格を失う。

- 14 リレー競技のチームは、4人の競技者で構成されなければならない。混合リレーは、男女各2名で構成され、その順序について制限はない。(MSW3.6)
- 15 フリーリレーの泳ぎ方は、いかなるものであっても差し支えないが、第5条自由形2項および3項の規則が適用される。
- 16 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に競技者の足がスタート台を離れた場合は、そのチームは失格となる。第2泳者以降が水中からスタートする場合は、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足が壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。
- 17 リレー競技においては、水中からスタートする競技者を除き、正当な順序に従ってスタートする競技者以外は、全てのチームの全ての競技者が競技を終了し、審判長が終了を認める以前に水に入ってはならない。違反した場合は、そのリレーチームは失格となる。第2泳者以降が水中からスタートする場合は、事前に審判長に申し出ること。
- 18 リレー競技に出場できる競技者は、その競技会に同一チームから個人競技の申し込みをしている競技者、または主管団体が公表した競技会の出場登録を完了した競技者に限られる。(MSW4.1)
- 19 競技者は、各リレー競技に1回だけ出場することができる。
- 20 リレーチームのオーダーは、競技に先立ち届出なければならない。競技者はその順番に泳がなければならない。交代は、主管団体が公表している条件の中で行うことができる。
- 21 競技者が他の競技者の行為によって、不利益を被った場合、審判長はその競技者を次以降の組に出場させ、また最終組のときは競技のやり直しを命じることができる。
- 22 ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。

第11条 計 時

- 1 競技の勝者、順位および記録を決定するために、計時は全自動装置または半自動装置のいずれかによって行う。装置の故障や突発的な事故の場合、バックアップのデジタルストップウォッチ（以下「ストップウォッチ」という）で計測した時間を認める。
- 2 全自動装置および半自動装置とは、本協会が認めた装置をいう。
- 3 全自動装置および半自動装置の操作は、指名された競技役員の監督の下に行われなければならない。
- 4 全自動装置を使用する場合であっても、装置の故障や突発的な事故に備えて、半自動装置あるいはストップウォッチによる計時員を併用した予備配置をする。同様に、半自動装置を使用する場合は、ストップウォッチによる計時員の予備配置をする。
- 5 全自動装置が作動しなかった場合は、半自動装置または計時員が計測した時間が採用される。
半自動装置が作動しなかった場合は、計時員がストップウォッチによって計測した時間が採用される。
- 6 半自動装置は、各レーンの計時員によって、競技者がゴールした時に止められる。
- 7 全自動装置によって計測された時間は、半自動装置およびストップウォッチによる手動計時で計測された時間より優先される。
- 8 使用される全自動装置、半自動装置ならびにストップウォッチは、いずれも本協会ま

たは主催団体によって完全に調整されたものでなければならない。

- 9 全自動装置の時間については、1/100 秒までで決定する。1/1000 秒の位まで計測可能な場合であっても、1/1000 秒の位は切り捨てる。公式結果や電光表示板の表示は 1/100 秒まででなくてはならない。
- 10 公式時間は、以下により決定される。
 - (1) 全自動装置が計測した時間が公式時間となる。
 - (2) 全自動装置を使用できない場合、および使用していても計測できなかった場合は、半自動装置またはストップウォッチの計測による時間が公式時間となる。半自動装置ならびにストップウォッチは、全て時計と見なされ、その計測した時間は手動計時となる。手動計時は 1/100 秒まで記録されなければならない。
 - (3) 世界記録に挑戦する競技者のバックアップとして 3 台のストップウォッチで計測した場合の公式時間
 - ① 3 台の時計のうち 2 台が同じで、他の 1 台が異なる時間を計測した場合、2 台の合致した時間を公式時間とする。
 - ② 3 台の時計がそれぞれ異なる時間を計測した場合、中間の時間を計測した時計の時間を公式時間とする。
 - ③ 3 台のうち、2 台だけが時間を計測した場合、その 2 台の平均時間を公式時間とする。
- 11 競技者の順位は、公式時間を比較して決定される。公式時間が同じ場合は、その記録で泳いだ競技者全員が同順位となる。

第 12 条 年齢区分

- 1 競技会の個人競技は、競技者の暦年齢により次の年齢区分によって行われる。

18 歳～24 歳・25 歳～29 歳・30 歳～34 歳・35 歳～39 歳
40 歳～44 歳・45 歳～49 歳・50 歳～54 歳・55 歳～59 歳
60 歳～64 歳・65 歳～69 歳・70 歳～74 歳・75 歳～79 歳
80 歳～84 歳・85 歳～89 歳・90 歳～94 歳・95 歳～99 歳
以降同様に 5 歳ごと
- 2 競技会のリレー競技は、競技者 4 名の暦年齢の合計により次の年齢区分によって行われる。

119 歳以下 ・120 歳～159 歳・160 歳～199 歳・200 歳～239 歳
240 歳～279 歳・280 歳～319 歳・320 歳～359 歳・360 歳～399 歳
以降同様に 40 歳ごと
- 3 暦年齢は、競技会開催年の 12 月 31 日現在の年齢とする。(MGR4)
- 4 競技会を第 12 条第 1 項および第 2 項の一部の年齢区分で行う場合は、当初計画において協会の承認を取らなければならない。

第13条 記 録

1 公認される記録(長水路・短水路)は、公式競技会および公認競技会の記録であって、次の規定に該当するものでなければならない。

2 公認される記録は、男女共、次の種目・距離に限られる。

(1) 長水路

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	200m	400m				
フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	4×50m	4×100m				

(2) 短水路

自由形	25m	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
平泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
バタフライ	25m	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m				
フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				

3 記録は、審判長により、正式に発表されたものでなければならない。

4 競技者が競技会で失格となった場合は、その旨を公式記録に記録し失格理由を公表しなければならない。(MSW3.10) 時間は記録してはならない。

5 主催団体は、所定の方法により、競技会終了後3週間以内に本協会に報告しなければならない。国外における記録については、その競技会の統括団体が証明する報告書をもってこれに代えることができる。

6 新記録の公認は、以下により行われる。

(1) 日本記録(長水路・短水路)は、本協会登録競技者が樹立した公認の最高記録であって、毎年1月1日現在をもって発表する。

① 現行の日本記録をしのいでいる記録は、日本新記録とする。

② 日本新記録または同記録が樹立された時は、競技会記録と同時にマスターズ水泳日本記録報告書を本協会に提出する。

③ 国外における記録については、その競技会の統括団体が証明する報告書をもってこれに代える。

④ 日本新記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「日本新記録樹立証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に1枚贈る。

- (2) 本協会に送付された記録報告書およびマスターズ水泳日本記録報告書は、理事会の審査・承認を経てこれを発表する。
同一年度に日本新記録または同記録を樹立した競技者で、各種目・距離・年齢区分別で最高の記録の競技者に対して「日本記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に1枚贈る。
- (3) 現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立された時は、本協会からFINAへ報告できるよう、次のことを確認し手続きを取らなければならない。
- ① (公財)日本水泳連盟のプール公認規則に基づき公認されたプール(以下「公認プール」という)で樹立された記録でなければ、世界記録として認められない。
 - ② 25m種目の各泳法およびリレー競技の4×25m種目は、世界記録として認められない。
 - ③ 24歳以下の記録は、世界記録として認められない。また、リレーチームのメンバーに24歳以下の競技者が入った場合は、世界記録の対象とはならない。
 - ④ 現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立された時は、競技会終了後7日以内にマスターズ世界記録突破報告に必要書類を添付して本協会に提出する。
 - ⑤ 世界記録をしのぐ記録を樹立した競技者に対しては、「世界記録突破証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に1枚贈る。
- 7 世界記録・日本記録は、FINAが承認した水着を着用した競技者のみが認められる。
- 8 全ての記録は、競技会の個別の競技で成立したものでなければならない。

第14条 水 着 等

- 1 競技会で着用できる水着等は、競技会開催日に本協会が公表している水着規定に準じる。
- 2 水着、キャップ、ゴーグルは見苦しくないものでなければならない。また、人に不快感を与えるようなものをつけてはならない。
- 3 水着は透けていてはならない。キャップを2枚かぶることは許される。
- 4 審判長は、規則に反している水着等を着用した選手を参加させない権限を持つ。

第15条 抗 議

- 1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、発生後30分以内にそのチームの責任者(リーダー)が、文書で審判長に提出する。また、競技開始前にわかった事柄については、その競技の出発合図の前に審判長に申し出る。
- 2 抗議は、その競技会を主催する本協会または主催団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第16条 その他

- 1 本協会または主催団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければならない。
 - (1) 公認番号、開催日程、場所、競技の内容、参加資格、参加料、表彰内容等の要項は、競技会初日の1ヶ月前までに公表されていなければならない。
 - (2) 本協会の特別の承認がない限り、競技会申し込み日までに本協会の個人登録が完了した競技者に限られていなければならない。
競技者はチームの登録者で、国および地域等を代表することは認められない。
(MGR3)
 - (3) 競技施設は、(公財)日本水泳連盟の公認プールでなければならない。ただし、当分の間、暫定の処置として公認プールの認定を得ていないプールであっても本協会の承認によって公認競技会を行うことができる。
 - (4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。
 - ① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。
 - ② 水温は、27～29℃を基準としていること。
 - ③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。
 - ④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は10 cm以上15 cm以下であること。
レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。
 - ⑤ 15mマークならびに50mプールにおいて25mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色にすること。
背泳ぎ用5mフラッグが設置されていること。
- 2 競技会において使用する施設、設備、機器類は、本協会によって認められたものでなければならない。また、認められたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔附則〕

本規則は2015年4月1日以降開催される
マスターズ水泳競技会に適用される。

競 泳 競 技 規 則

2015年2月1日 発行

(一社) 日本マスターズ水泳協会 競技委員会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-2-8 グランバレー三崎町7F
電話 03-3512-8221 (代)